認定こども園自己点検・自己評価リスト

― 運営・会計・労務 ―

平成30年２月
平成30年４月改訂
平成31年４月改訂
令和 ２ 年8月改訂
令和 ３ 年6月改訂
令和 ４ 年４月改訂
令和 ５ 年 4月改訂
令和 ６ 年 4月改訂
令和 ７ 年 4月改訂

法　　人　　名	社会福祉法人愛育会
園　　名	おさかおの こども園
点 検 （ 確 定 ） 日	令和 8年　3月　31日

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
運営規程	1	園則と運営（管理）規程は実態と相違していませんか。 なお、保育所型及び地方裁量型は、運営（管理）規程のみが対象となります。 **法令等** ③法施行規則第16条 ⑥特定運営基準第20条 ㉑学校教育法施行規則第4条	園長	A	A	就業規則・運営規程に基づいて運営している。
	2	職員や利用者に運営（管理）規程を周知するとともに、重要事項を見やすい場所に掲示していますか。 **法令等** ⑥特定運営基準第23条	園長	A	A	職員に規程をCDにして配布し周知している
職員と園児の数	3	利用定員を遵守していますか。 **法令等** ⑥特定運営基準第22条	園長	A	A	している
	4	市町の利用調整を経ず、受け入れている私的契約児はいませんか。 **着眼点** ・「私的契約児」は、施設型給付の支給対象となっていない乳幼児で、恒常的に受け入れている者を指します。ただし、市町の実施する一時預かり事業、乳幼児子育て応援事業、わくわく幼稚園・保育所等や未就園児保育で一時的に受け入れる乳幼児を除きます。 ・ 受け入れている場合は、定員の範囲内であり、面積基準や職員配置等の遵守ができていること、教育・保育の質が担保されていることなどの確認が必要です。	園長	A	A	なし
	5	職員の配置状況は、配置基準等を満たしていますか。 **着眼点** ・4歳以上の園児：概ね25（30）人につき1人 ・3歳以上4歳未満の園児：概ね15（20）人につき1人 ・1歳以上3歳未満の園児：概ね6人につき1人 ・1歳未満の園児：概ね3人につき1人 ※（経過措置）保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、（）内の基準も効力を有する。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ④幼保運営基準第5条第3項 ⑤認こ運営基準第2の1	園長	A	A	職員の配置は、基準等を満たし、全体で協力できる体制づくりを目標としている。 クラス単位だけにならないよう連携を意識して動き、リーダー、それぞれの役割を確認しながら進めている。

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
職員と園児の数	5	**参考事項** （3歳児配置改善加算） 3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置規準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算。				
	6	朝夕等、園児が少人数の場合も、常時2名以上の保育教諭等を配置していますか。（利用園児がいない時間帯を除く） **法令等** ④幼保運営基準第5条第3項 ⑤認こ運営基準第第2の1 ⑮ 府子本第143号、元初幼教第15号、子保発0221第4号 **参考事項** （保育士配置基準の緩和への特例） 県所管の施設は、「⑳保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について（通知）（R7.1.27 こ第3525号）」で、平成28年11月～令和10年3月の試行的取組で緩和できます。 実施の場合は、所定の様式で市町を通じて健康福祉事務所に報告が必要です。 緩和内容は、朝夕などの時間帯に配置する保育士・保育教諭2名のうちの1名等です。 代替可能な者は、① 家庭的保育者、②子育て支援員研修の地域型保育コースの修了者、③保育所等での保育業務に常勤職員として従事した実務経験1年以上の者です。	園長	A	A	配置している
	7	学級担任は常勤・専任ですか。 **着眼点** ・学級担任は、教育時間の開始から終了までの配置が必要です。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ④幼保運営基準第5条第1項 ⑤認こ運営基準第2の2	園長	A	A	常勤・専任である
	8	3歳以上児の学級編制は、原則、同一学年の園児で編制されていますか。 **法令等** ④幼保運営基準第4条第3項 ⑤認こ運営基準第5の4の1	園長	A	A	編成されている

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
職員と園児の数	8	**参考事項** ⑤8事業者向けFAQ【第7版】Q5：学級編制				
	9	資格を要する職種については、資格要件を満たす職員を配置していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p6》 ①保育教諭：保育士、幼稚園免許を保有する者 ：①法第14条第1項、第15条第1項 ⑤認こ運営基準第3 ②調理員：栄養士、管理栄養士又は調理師を最低一人は配置 ：⑯県条例第3条 ⑱基準条例第7条第13項 ③学校医、学校歯科医 ：①法第27条、㉒学校保健安全法第23条 ④学校薬剤師（幼保連携型・幼稚園型） ：①法第27条、㉒学校保健安全法第23条 **参考事項** （幼保連携型認定こども園の保育教諭の配置特例） 新制度施行から10年間の適用期間を更に5年間延長し令和12年3月末までに限り幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方を有している者を配置数に算定できます。ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭については、令和9年3月末までとされています。 （保育士資格・幼稚園免許状取得のための特例） 新制度施行から10年間の適用期間を更に5年間（令和12年3月末まで）延長。幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するため履修科目・試験科目の軽減等の特例措置が設置されています。 （保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業） 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園への移行予定の施設を対象とした県の補助制度があります。	園長	A	A	配置している
施設整備	10	基準に定められている設備を有していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7～8》 ④幼保運営基準第7条 ⑦最低基準第32条	園長	A	A	有している

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
施設設備	11	0～1歳児の園児が入所している場合、乳児室・ほふく室・沐浴設備・調乳設備を有していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 ④幼保運営基準第7条 ⑭乳児保育通知	園長	A	A	有している
	12の1	園舎基準を満たしていますか。 **着眼点** (1) 幼保連携型は①と②を合算した面積、それ以外は①の面積 ① 1学級：180㎡ 2学級以上：320＋100×（学級数－2）㎡ ② 満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積(2) 幼保連携型及び幼稚園型は、3～5歳児の保育室が53㎡以上、遊戯室が100㎡以上 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 (1) ④幼保運営基準第6条第6項 ⑤認こ運営基準第4の2 (2) ⑯県条例第3条第2項（幼保連携型） ⑯県条例第3条、第5条（幼稚園型）	園長	A	A	満たしている
	12の2	各室毎に園児1人当たりの面積基準（有効面積）を満たしていますか。 **着眼点** ・乳児室　：満2歳未満の園児のうち、ほふくしないもの1人 につき、1.65㎡ ・ほふく室：満2歳未満の園児のうち、ほふくするもの1人につき、3.3㎡ ・2歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・3歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・4歳児保育室：1人につき、1.98㎡ ・5歳児保育室：1人につき、1.98㎡ **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7》 ④幼保運営基準第7条第6項 ⑤認こ運営基準第4の4、9	園長	A	A	満たしている

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
施設整備	13	園庭基準を満たしていますか。 **着眼点** ・①と②を合算した面積 ①イとロを比較して大きくなる面積 イ 2学級以下：330＋30×（学級数－1）㎡ 3学級以上：400＋80×（学級数－3）㎡ ロ 満3歳児以上1人につき3.3㎡ ②満2歳児1人につき3.3㎡ **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p8》 ④幼保運営基準第6条第7項 ⑤認こ運営基準第4の5	園長	A	A	満たしている
	14	面積基準等に既存施設特例が適用されている場合、特例の内容を把握していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p7～8》 ④幼保運営基準附則第4条 ⑯県条例附則2	園長	A	A	把握している
	15	建物の構造や部屋の用途等に変更がある場合、健康福祉事務所等へ変更届を提出していますか。 **法令等** ・別表「認可・認定基準等の整理表」《手引p8》 ①法第29条 ㊸一括法	園長	A	A	提出している
	16	保育室（教室）等の清掃、衛生管理、保温、換気等は適切ですか。 **法令等** ㉒学校保健安全法第6条	園長	A	A	適切である
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	17	教育及び保育の内容に関する全体的な計画は作成されていますか。	園長			指導計画については、子どもの実態に応じて丁寧に立案も具体的に作成している。 年間指導計画を基本とし保育日誌やドキュメンテーションを通して振り返りを行い次に活かしている。
		・長期的な指導計画（年・期・月）	主幹	A	A	
		・短期的な指導計画（週・日）	主幹	A	A	
		法令等 ⑤認こ運営基準第5の3 ⑧幼保教育・保育要領第1章第2 ⑨幼稚園教育要領第1章第3、第4 ⑩保育所保育指針第1章3				

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	18	3歳未満児の個別指導計画を作成していますか。 **法令等** ①法第6条 ⑧幼保教育・保育要領第1章第3 ⑩保育所保育指針第1章3	主幹	A	A	行っている
	19	障害児の個別指導計画について、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行っていますか。 **法令等** ⑧幼保教育・保育要領第1章第2 ⑨幼稚園教育要領第1章第5 ⑩保育所保育指針第1章3	主幹	A	A	子ども一人ひとりの興味や関心や発達に合わせた援助を行いながら、集団での成長も促せるよう保育内容を工夫している。園全体での周知や話し合いを行うようにしている。
	20	教育及び保育の内容などの評価、反省等を行い、質の向上や改善に努めていますか。 **着眼点** ・教育及び保育に係る全体的な計画の展開（実践） ・乳児保育に係るねらいや内容、配慮事項等 ・幼児保育及び教育に係るねらいや内容、配慮事項等 ・特別な配慮を必要とする子どもへの指導の充実 ・健康及び安全に係る内容 ・保護者や地域等への子育ての支援の内容 ・教育環境、カリキュラムの評価と改善 ・全体的な計画や指導等の状況に係る評価と改善　等 **法令等** ①法第23条 ③法施行規則第23条 ⑤認こ運営基準第8の6 ⑥特定運営基準第16条 ⑱基準条例第7条第4項 ⑳学校教育法第28、42条 ㉑学校教育法施行規則第39、66条 ⑤児童福祉法第45条 ⑧幼保教育・保育要領 ⑨幼稚園教育要領 ⑩保育所保育指針	主幹	A	A	「幼保連携型認定こども園教育保育要領」を踏まえ、0歳児から就学前までの教育・保育を行っている。全体的な計画では前年度の反省や気づきが活かされるよう職員間で話し合うようにしている。研修や会議を通して取り組むべき課題に関して気づきを共有し共通理解を大切にしたい。今後も検討していく。

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育及び保育の内容に関する全体的な計画等	21	認定こども園内外での適切な研修計画を作成し、実施していますか。 **着眼点** ・キャリアパス等を見据えた体系的な研修計画の作成 ・職場内における研修の実施 ・外部研修への参加機会の確保等 ・外部研修等で得た研修成果の組織内での活用 ・カリキュラム・マネジメントの取組、施設における教育・保育の自己点検及び評価・改善のための園内研修 ・園長等研修、主幹保育教諭等研修の受講　等 **法令等** ⑤認こ運営基準第6の4 ⑩保育所保育指針第5章	主幹	A	A	内部、外部での研修に参加し、職員の資質向上に努めている。現在、キャリアパス等を見据えた組織づくりを検討している。
	22	0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していますか。 **着眼点** ・園において育みたい資質・能力 ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿　等 **法令等** ⑤認こ運営基準第5の2 ⑧幼保教育・保育要領 ⑨幼稚園教育要領 ⑩保育所保育指針	主幹	A	A	全体の計画に基づき、園全体で子どもの育ちを共有理解し、園児の発達の連続性を考慮しながら取り組んでいる。
	23	在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、園における生活の連続性を確保し、一日の生活のリズムを整えるよう工夫していますか。	主幹	A	A	一人一人の生活の実態や、発達を考慮した対応をしている。
	24	園児の育ちに関する帳票を整備していますか。 **着眼点** ・身体測定、健康診断の記録等 ・教育及び保育経過の記録等 **法令等** ③法施行規則第30条 ⑪幼保連携型認定こども園園児指導要録	主幹	A	A	児童票・児童要録の記録

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育・保育の記録等	25	日誌や園児出席簿を適正に整備するとともに、個人情報を適切に取り扱っていますか。 **法令等** ③法施行規則第26条 ⑥特定運営基準第12条 ㉑学校教育施行規則第28条	主幹	A	A	毎日の日誌や出席簿は適正に整備しており、個人情報においては、鍵付きの書庫に保管している。
	26	小学校教育への円滑な接続に向けた取組を行っていますか。 **着眼点** ・小学校の児童との交流機会の設定 ・小学校教師との意見交換　等 **法令等** ⑤認こ運営基準第5の6 ⑥特定運営基準第11条	坂本	A	A	年に2回、小学校との交流会を実施。 また相互参観、事後研修会なども行い、子どもの育ちを無理なく繋げられるように取り組んでいる
虐待防止	27	虐待等の状況が見受けられないか、日々園児や保護者の様子に留意し、早期発見に努め、不適切な養育の兆候が見られる場合は、市町やこども家庭センター等と連携していますか。 **法令等** ⑤認こ運営基準第8の4 ㉕児童虐待の防止等に関する法律第5、6条	園長 主幹	A	A	日々の園児、保護者の様子に留意し、早期発見に努めている。また、関係機関との連携も取れている。
健康・衛生管理	28	学校医による健康診断及び学校歯科医による歯科検診を認定こども園の類型に応じた方法で実施していますか。 **法令等** 〔幼保連携型〕 ①法第27条 ②法施行令第5条 ③法施行規則第27条 〔幼保連携型・幼稚園型〕 ㉒学校保健安全法第13条 ㉓学校保健安全法施行規則第5条 〔保育所型〕 ⑦最低基準第12条 〔特定認可外保育施設型〕 ⑰県規則第8条	竹中	A	A	法令を遵守し、実施している。

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
健康・衛生管理	29	各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。 **着眼点** ・感染症及び食中毒 ・事故防止 ・危機管理 ・速やかな事故報告　等 **法令等** ㉘保育所における感染症対策ガイドライン ㉙児童福祉施設における感染症対策マニュアル ㉚保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	竹中	A	A	法令に基づきマニュアルを整備し、 職員に周知している。今後見直しを行って行く。
事故防止・安全対策	30	与薬する場合は、薬連絡票に記入してもらう等適切に預かり、誤飲がないよう対策を講じていますか。 **法令等** ⑫幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説　第3章第2節3(5) ⑬保育所保育指針解説　第3章1(3)⑤	竹中	A	A	マニュアルを作成し職員に周知するよう、努めている。
	31	SIDS（乳幼児突然死症候群）等の防止対策をしていますか。 **着眼点** ・定期的な睡眠時の状態の観察 ・心肺蘇生法等の研修　等 **法令等** ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	山田	A	A	乳児午睡チェック表（5分間隔）の実施
	32	避難訓練は、火災や非常災害の発生に備え、かつ地域の実情に合わせて、月1回以上実施していますか。 **着眼点** ・非常災害：地震、津波、土砂崩れ、水害への対策等 **法令等** ⑦最低基準第6条 ⑯県条例第3条 ⑱基準条例第7条第7項	坂本	A	A	月に1回、訓練を実施。 （地震・火災・風水害を想定）
	33	事故が発生した場合の対応を把握していますか。 **着眼点** ・対応指針等の整備				

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
事故防止・安全対策	33	・事故防止委員会の設置、定期的な研修 ・事故発生時の連絡体制の確認 ・事故の状況や対応等の記録 ・賠償責任保険等への加入 ・治療に要する期間が30日以上の場合は、市町あてに事故報告書の提出が必要です。 **法令等** ⑥特定運営基準第32条 ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	主幹	A	A	危険等発生時対処要領に基づき、事故発生時の対応を職員が周知している。
	34	認定こども園を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定し、それについての研修や周知をしていますか。 **着眼点** ・安全計画の内容について職員や保護者へ周知すること。 ・研修や訓練を定期的に実施すること。 ・安全計画の内容は定期的に見直しを行い必要に応じて変更を行うこと。 **法令等** ⑤認こ運営基準第8の6，7 ⑦最低基準第6条の3 ㉜保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項	小田川原	A	A	安全計画のもと、子どもたちが安全に過ごせるように園内での訓練や研修を充実させている
	35	防火管理者を選任し、消防計画を作成して消防署に届け、また、防災用整備等は定期的に点検し、年1回、消防署に報告していますか。 **着眼点** ・廊下や非常口の前等に、非常時の避難、消火活動、防火設備の妨げとなる物品等を放置していないことなど、施設の管理を行うことが必要です。 **法令等** ㉔消防法第8条第1項・第2項 ㉔消防法第8条の2第4項	園長 坂本	A	A	年度初めに消防計画を提出。 年2回消防署立ち合いの訓練を実施。 園舎内の点検を行う。
	36	認定こども園は通園・園外活動等を目的とした自動車（園バス）等を運行するときは、車内に子どもの見落としを防止する装置（ブザー等）を備えそれを用いて所在の確認をしていますか。		D	D	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
事故防止・安全対策	36	**着眼点** ・子どもの乗降車の際には点呼等により子どもの所在を確実に確認する必要があります。 ・ブザー等の安全装置の設置が義務づけられています **参考事項** ・幼保連携型認定こども園についてはブザー等の見落とし防止装置の設置及びこれを用いることに困難な事情がある時は令和6年3月31日まで間、1年間の経過措置を設ける。ただしそれに変わる措置を講じて児童の所在の確認をおこなわなければならない。 **法令等** ⑤認こ運営基準第8の6，7 ⑦最低基準第6条の4 ㉖送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン		D	D	
保護者との連携	37	**園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。** **着眼点** ・送迎時の対応 ・連絡帳 ・園だより ・参観や懇談会 ・掲示板　等 **法令等** ⑧幼保教育・保育要領第4章第1、第2 ⑨幼稚園教育要領第1章第6 ⑩保育所保育指針第4章の2	主幹 主幹補佐	A	A	連絡ノート、クラスだより、ドキュメンテーション、園行事を通して日々の保育の意図や子どもの理解を共有するようにしている。
教育・保育時間	38	**1日の教育課程に係る教育時間は4時間以上を標準とし、且つ、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則としていますか。** **着眼点** 〔幼保連携型・保育所型〕 ・1日の開園時間は11時間が原則 ・毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないこと。	主幹	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
教育・保育時間	38	**法令等** ④幼保運営基準第9条 ⑧幼保教育・保育要領 ⑨幼稚園教育要領	主幹			
地域との連携	39	地域のニーズに応じて子育て支援事業を週3回以上開設する等していますか。 **法令等** ⑤認こ運営基準第7の2	主幹	A	A	週5日の園庭開放や看護師による健康相談等を実施している。
苦情解決体制	40	苦情解決窓口を設置し、保護者へ周知していますか。苦情解決の記録は書面によって整備していますか。 **法令等** ⑥特定運営基準第30条	主幹	A	A	重要事項説明書に苦情解決窓口について周知しており、苦情解決の記録は書面で残している。
	41	苦情解決体制において、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、第三者委員が選任されていますか。 **着眼点** ・幼保連携型及び保育所型のみが対象となります。 ・苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長等を苦情解決責任者に指定するなど、体制整備が必要です。 **法令等** ㉝苦情解決仕組み指針通知	主幹	A	A	それぞれ選任されている。
食事提供	42	在園児数に相当する給食数を提供していますか。 **着眼点** ・2・3号認定の園児への給食提供は必須です。 **法令等** ㉞健康増進法 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ㊺事業者向けFAQ【第7版】Q10：給食の実施	吉田 中川	A	A	
	43	給与栄養目標量（食事摂取基準）を適正に設定していますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ⑧幼保教育・保育要領	吉田 中川	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
食事提供	44	予定献立表を作成し、必要な項目（献立名、食品名、可食量等）が記入されていますか。 また、保護者へは事前に献立表を配布していますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	吉田 中川	A	A	
	45	一定期間の実施給与栄養量の分布が給与栄養目標量を大きく下回ったり、上回ったりしていませんか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条第2・3項 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号	吉田 中川	A	A	
	46	アレルギー対応の必要な園児や障害児など個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応していますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	竹中 吉田	A	A	豊岡市アレルギー対応マニュアルにそ基づき、関係機関、かかりつけ医、保護者と連携を図りながら慎重に対応している。
	47	乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する具体的な計画」並びに指導計画に位置づけていますか。 **法令等** ㉞健康増進法 ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号 ㊷保育所における食事の提供ガイドライン ⑧幼保教育・保育要領	吉田 水口	A	A	

【運営】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞
① 担当する職員(又は担当チーム)を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検(一次点検)」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検(二次点検)」を実施し、必要に応じて、「評価(課題・改善策等を含む)」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞
A：適正 B：一部改善を要する C：改善を要する D：対象外 ※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
食事提供	48	給食の提供前に園長、主幹保育教諭等による検食が行われ、結果を記録し、栄養管理に反映していますか。 **法令等** ⑦最低基準第11条 ㊳子発0331第1号、障発0331第8号 ㊴子母発0331第1号	吉田 中川	A	A	
	49	衛生自主管理点検を個別に実施し記録していますか。 ・調理従事者の個人衛生点検 ・調理設備等の衛生点検 ・調理従事者及び調乳担当保育教諭の月1回以上の検便 **法令等** ㉟健康増進法施行規則 ㊱食品衛生法 ㊸大量調理施設衛生管理マニュアル	吉田 中川	A	A	
	50	業務委託の場合、委託契約書を取り交わし、適切な委託内容となっていますか。 **法令等** ⑦最低基準第11条、32条の2 ㊲厚生労働省令第132号 ㊵児発第86号 ㊶雇児発0601第4号 **委託内容のポイント** ・施設に、受託業者の責任者が配置され、必要な人員(資格保有者含む)が確保されていること。 ・調理従事者に対して定期的に衛生面・技術面の研修を実施すること。 ・適正な食材量を使用し、所要の栄養量が確保されるよう調理方法を工夫すること。				

R7.保育の質の自己評価ガイドラインチェックリスト　　おさかおの こども園

幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。」とあります。
おさかおの こども園では、教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育の計画また、その内容等について自ら評価を行いました。この結果を踏まえ、子どもたちが自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、毎日の活動が豊かに展開されるよう、家庭と園とが連携を図り、共通理解のもと、更なる教育・保育の質の向上及び職員の資質向上に向けて取り組んでいきたいと思います。

【評価基準】

A…理解し、十分に取り組んでいる　B…概ね取り組めている　C…理解が不足し十分に取り組めていない

(1)子どもの権利

「子どもを尊重する保育」を心がけている。
「子どもの人権擁護」の視点からチェックリスト、定期的な研修の実施を通して、自らの保育を振り返る機会を持ち、子どもの人権についての理解を深めた。今後もさらに研修等を行い、一人一人の子どもの権利をどう守っていくか、園全体で考えていきたい。

項　目	A	B	C
① 子どもの権利を守る立場を自覚し、保育の中で十分に配慮している。	84%	16%	0%
② 一人一人の子どもの行動や欲求に対して、穏やかに対応し、子どもが理解できるような年齢に応じたわかりやすい言葉を選び、応答的に関わっている。	63%	37%	0%
③むやみな制止や禁止、子どもの言葉や言動を無視する、不必要な大きな声、否定的・抑圧的・管理的な対応などをしていない。	58%	42%	0%

(2)職員に求められる資質

園内研修、オンライン研修を通して子どもの理解を深め、さらに今年度は幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿についての研修を行った。
今後も幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ園内研修等で子どもの育ちについて語り合う機会を設け、ドキュメンテーションについても学びを深めて子ども理解につなげていきたい。

項　目	A	B	C
② 子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことが出来、積極的に保育に従事している。	78%	22%	0%
③ 職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を高めようと行動している。	65%	35%	0%
④日頃の保育を定期的に振り返り自己評価し、保育の質を向上しようとする意欲がある。	44%	54%	6%

(3)保育環境

「環境を通して行う教育及び保育」についての理解を、愛育園との両園研修を通して深めていった。
「環境を通して行う教育及び保育」を通して園児の主体性を育む為には、保育教諭がその意図を十分理解し、教育・保育を展開することが必要である。両園の情報交換の中で気が付くこともあり、今後さらに園児にとって良い環境が創造できるように取り組んでいきたい。

項　目	A	B	C
① 友だちと好きなことをして落ち着いて遊べる場所や一人でじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげる空間がある。	37%	63%	0%

② 子どもの生活空間において遊具の素材･配置などの工夫をしている。	42%	58%	0%
③子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が子どもの手の届く場所に用意され、子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。	61%	39%	0%

(4)保育内容

ア:乳児保育(1歳未満児)

乳児期の保育は、愛情豊かに応答的に行うことを大切に個々に応じた援助を行っている。
乳児クラスの職員はこの時期の発達の特徴を踏まえ園児の成育歴を共有し十分に配慮された環境の下、安心して過ごせるように努めていく

項 目	A	B	C
① 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いので、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について把握し、職員間で連携を取ったり嘱託医との連携を図り、適切な対応を行っている。	69%	31%	0%
②一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を満たし、応答的に関わるようにしている。	58%	42%	0%

イ:1歳以上3歳未満児

いろいろなことが自分で出来るようになる時期であることから、保育教諭は子どもの生活の安定を図りながら自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守り応答的に関わるようにしている。
園児の思いを丁寧に汲み取り、受け入れつつ、「自分でしたい」という思いや願いを尊重して、その発達や生活の自立を温かく見守り支えていくようにしたい。

項 目	A	B	C
① 子どもの不安定な感情の表出については、受け止め、そうした気持ちから 立ち直る経験や感情のコントロールすることへの気付きなどに繋げていけるように援助している。また、友達との関わりを丁寧に伝えている。	75%	25%	0%
② 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付く時期であるため、 自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守り、愛情豊かに、応答的 に関わっている。	63%	37%	8%

ウ:3歳以上児

乳児から満3歳未満の時期における様々な経験とそれを通しての育ちの姿を踏まえて一人ひとりの自我の育ちを支えながら、集団の中で自己発揮できるように援助している。
今後も遊びや生活などの活動を通して園児が身近な環境に主体的に関わり幼児期の学びに繋がるように援助していきたい。

項 目	A	B	C
① 子ども一人一人の置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安心感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し行動できるように援助している。	80%	10%	10%
② 幼児教育において育みたい資質･能力について、遊びや生活の様々な経験が相互に関連し合い積み重なっていくことに留意しながら、子どもの自発的な遊びを通して一人一人の発達の特性に応じて育っていくように環境を整えている。	67%	22%	11%

(5)食育

毎日の生活や遊びの中で、食べることを楽しみ、保育教諭や友達と食事を楽しみ合うよう年間計画に基づき食に関わる体験を積み重ねていった。
今後も保育教諭、調理員等が協力し、健康な生活の基本として食を営む力の育成に向けて取り組んでいきたい。

項 目	A	B	C
①「保育所における食事の提供ガイドライン」をベースに、保育施設の食育に関する方針や目標が計画され、計画に基づき栄養士・給食調理員と保育者等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行っている。	83%	17%	0%
② 子どもの状態に合わせて量を加減したり、大きさや柔らかさ、味付けや彩りなど細かい配慮を行っている。	75%	25%	0%
③ 無理やり食べさせたりせず、子どもの気持ちに寄り添いながら給食の介助をしている。	81%	19%	0%

(6)支援の必要な子どもの保育

様々な研修を通して子どもの発達・理解を深めるように取り組んでいる。
集団の中で生活することを通して共に成長でき、全ての職員が支援に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応が出来るようにしていきたい。

項 目	A	B	C
① 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	69%	31%	0%
② 保護者の悩みに寄り添い、子どもの育ちや保護者の置かれた状況に関して、共に考える姿勢を持っている。	83%	17%	0%

(7)健康

健康な心と体が育つように園児の気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で一人ひとりの発達を踏まえて援助している。
園児の健康を考える時、身体の健康な状態と情緒の安定の下、のびのびと自分のやりたいことに意欲的に取り組めるよう今後も援助していきたい。

項 目	A	B	C
① 子どもの入所入園の際に、既往歴および予防接種等の把握を行っている。入所入園後も地域で流行している感染症の情報を適宜保護者と共有したり、必要に応じて予防接種の勧奨を行うなど子どもの健康増進に努めている。	87%	7%	7%
② 子どもの健康状態を把握し、体調に合わせて過ごすことができるよう配慮している。子どもの日々の健康観察を行い、子どもの健康状態がいつもと違う状況にある場合はその対応をするとともに、保護者に連絡をして対応の検討を行っている。	83%	17%	0%

(8)安全管理

安全な教育及び保育の環境を確保するため、各マニュアルを作成し事故の発生防止に努めている。今年度はヒヤリハットの分析と共有にも力を入れてきた。
今後も園内の事故防止のために、学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に取り組んでいきたい。

項 目	A	B	C
① 事故(プール遊び、水遊び、沐浴等を含む)や災害、不審者対応などにおけ る安全確保や事故防止についてリスクや注意すべきことが整理され、対応マニュアルの作成や全職員に周知するための研修、発生時を想定した訓練などを行っている。	76%	18%	6%
② 感染症発症時には、施設内掲示などで保護者に伝達したり、施設内の衛生管理を徹底するなど、保護者の協力や職員の連携などにより感染拡大防止に努めている。	72%	28%	0%
③ その日の子どもの様子や活動内容における安全管理について、職員同士で事前の確認、下準備などを行うとともに、子どもの行動を予測し職員同士が声を掛け合いながら保育を実践している。	44%	50%	6%

(9)子育て支援

保護者とのコミュニケーションは日常の送迎時における対話や連絡帳・ドキュメンテーション、面談等の機会を捉えて行い、子どもの育ちを家庭と連携して支援している。
今後も保護者の気持ちに寄り添い、保護者が子どもの成長に気付き共に子育ての喜びを感じられるように努めていきたい。

項 目	A	B	C
① 登降時間の会話や連絡帳、活動の記録などの日々のコミュニケーション、行事などあらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と連絡を取り合っている。	76%	24%	0%
② 育児不安などがみられる保護者に対し、保護者の思いや家族の状況、保育施設での子どもの様子(発達や行動特徴等)を踏まえ、援助の仕方を一緒に考える姿勢を持ち支援を行っている。	41%	53%	6%

(10)運営体制

働きやすい職場となるように研修を受講したり、話し合いや管理職との面談の場を設けたりしているが、経営者層と現場職員との意見交換の場が不足している。
持続可能な園となるようにワークライフバランスの実現等、職員が安定して就業し自らの目標に向かって取り組めるような環境づくりに取り組んでいきたい。

項 目	A	B	C
① 職員が安定して働き続けることが出来るよう、ワークライフバランスの実現や心身の健康管理の環境づくりに取り組んでいる。	9%	91%	0%
② 職員が自らの目標に向かって取り組めるようキャリアパスが明確に示され、それに合わせた研修体制が整えられている。	14%	72%	14%

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

①健康な心と体 保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

②自立心 身近な環境に主体的に関わりさまざまな活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信を持って行動するようになる。

③協同性　友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的 の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感を もってやり遂げるようになる。

④道徳性・規範意識の芽生え　友達とさまざまな体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる

⑤社会生活との関わり　家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。

⑥思考力の芽生え　身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。

⑦自然との関わり・生命尊重　自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。

⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚　生活の中には、さまざまな文字や図形、数、標識などが存在します。絵本の中に登場する文字や数字、道路標識、友だちとの遊びの中で出会う「二人で」「3つまで」という数の感覚。

⑨言葉による伝え合い　保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

⑩豊かな感性と表現　心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

令和7年度　社会福祉法人愛育会
調理員自己評価表（%）

No.	内　　容	◎	○	△
基本理念と社会的責任				
1	子どもの最善の利益を考慮して、最もふさわしい生活の場になるよう食育を行っている	25	75	0
2	「幼児教育を行う施設において育みたい資質、能力」を認知、理解している	50	50	0

幼児教育を行う施設において育みたい資質・能力を同じ理念・保育目標のもと、保育教諭とともに共通理解し、調理するためには何が必要かをより考えながら取り組んでいく。

食事の提供に関する配慮事項				
3	調理員が、子どもの食事中の巡回などで喫食状況を把握している	50	25	25
4	喫食状況、残食（個人と集団）などの評価を踏まえて調理を工夫している、また、それが明確にされている	33	67	0

子どもの喫食現状を把握した中で子ども達にどのような給食を提供すれば、おいしく楽しく食べることができるのか、具体案を保育教諭と共に考えていく。

計画・評価・育ちの見通し				
5	保育の理念に基づいた保育課程や指導計画に「食育の計画」が位置づいている	67	33	0

年度初めに「食育の計画」を立案し、職員全体でしっかりと周知し、計画に沿って取り組んでいく。

配慮が必要な園児への食育				
6	特別支援・障がい児保育について、園全体で話し合う、情報共有する場がある	33	67	0

気になる園児については、園全体で子どもの状態をしっかりと周知するようにしていく。

食育のねらいと内容				
7	食べる喜びや楽しさを味わいながら、食べ物への興味や関心を持てるようにしている	100	0	0
8	子どもが主体的に「食」に対して興味を持ち、関わることのできる活動を取り入れている	67	33	0

子どもが食べる喜びや楽しさを味わいながら、食べ物への興味や関心が持てるように、今以上に様々な食育活動を考えていく。

保護者との連携				
9	離乳食は、保護者、保育者と密に連携をとり、子どもの状況に配慮して提供している	100	0	0
10	保育者、保護者と連携し、個々の食物アレルギーなどの情報共有を定期的に行っている	100	0	0
健康支援				
11	展示食、イロドリ、給食だよりなどによって、年齢に適した食材の量や形状を保護者に知らせている	100	0	0

今後も保護者との連携を密に行い、子どもの年齢や発達、個々の状態に応じた食事の提供を行っていく。

衛生管理				
12	施設独自で厨房に関するマニュアルが整備されており、十分に理解し、活用されている	100	0	0
13	作業前に調理台や冷蔵庫の取っ手などを次亜塩素酸ナトリウムやアルコールなどで入念に清掃している	100	0	0
安全管理				
14	落ち着いて食事のできる環境となっている	75	25	0
15	提供する食材の形状が子どもの成長や安全に配慮されたものになっている	100	0	0

衛生管理・安全管理どちらも丁寧にしっかりと行い、安心安全な食の提供に努めていく。

災害対策				
16	消火器、火災受信機、配電盤の設置場所が分かり、操作方法を知っている	75	0	25
17	保護者との連絡体制や引き渡し方法のルールが明確で、それらを十分に理解している	100	0	0

災害への対策は必要に応じて見直し、職員がしっかりと周知し対処できるよう備えておく。

家庭との連携				
18	保護者と連携し、発育・発達の段階に応じて離乳を進めている	100	0	0
19	園で初めて食べる食材がないよう、家庭と連携しながら進めている	100	0	0

乳児の離乳食等に使用する未摂取食材については、今後も保護者・調理師・保育教諭の連携をしっかりと行い、慎重に対応する。

職員の資質向上				
20	園内で行われる研修や会議に積極的に参加し、資質向上を図っている	100	0	0
21	個人の自己評価などで課題を見つけ、その課題の解決に取り組んでいる	75	25	0
（記入の仕方）・よくできている＝◎　・ほぼできている＝○　・努力が必要＝△				